

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

平成 30 年税制改正②～個人所得税

Q 12月22日に平成30年税制改正大綱が発表されました。この中で、個人所得税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

給与所得控除や公的年金等控除、基礎控除について見直しが行われています。いずれも平成32年分の所得税から適用されます。

1. 給与所得控除の見直し

- 1) 控除額が一律 **10万円引き下げられます**。
- 2) 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が **850万円**、その上限額が195万円に引き下げられます。

2. 公的年金等控除の見直し

- 1) 控除額が一律 **10万円引き下げられます**。
- 2) 公的年金等の収入金額が1000万円を超える場合の控除額について、195.5万円の上限が設けられ、公的年金等以外の場合、収入金額が1000万円を超えると控除額が引下げられます。

3. 基礎控除の引き上げ

- 1) 基礎控除額が、一律 **10万円引き上げられ**、以下のように見直しが行われます。

合計所得金額	基礎控除の額
2400万円以下	48万円
2400万円超 2450万円以下	32万円
2450万円超 2500万円以下	16万円
2500万円超	0

- 2) 基礎控除の引き上げに伴う調整

- ①青色申告特別控除が、65万円から **55万円に引き下げられる**ケースがあります。
- ②配偶者控除の対象となる同一生計の配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族の所得金額要件が38万円から **48万円に引き上げられます**。

要するに…

給与所得控除の額が10万円引き下げられますが、基礎控除の額が10万円引き上げられるので、**給与収入が850万円以下の場合、改正後も税負担は変わりません**。